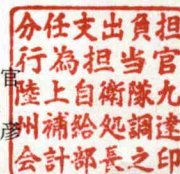


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4SNE1FB00110		4SNU1AB0005 0001				WS-X120033		
品名 または 件名								
携行型映像伝送装置一式の賃貸借								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST					0		
納地または工事場所				引 渡 場 所				
九州補給処								
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期				
総務部 管理課 補給班				令和6年7月17日（水）～令和6年10月16日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年7月2日（火）15時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年7月5日（金）14時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「賃貸借契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年7月1日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第1契約班 担当 松尾 (内線2317)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
携行型映像伝送装置一式の賃貸借	WS-X120033	
	作 成	令和6年6月11日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する携行型映像伝送装置一式（以下，“装置”という。）の借上げについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31. 1. 9）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防経装第9246号（21. 7. 31）〕

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）〔運情第9249号（19. 9. 20）〕別冊（注意）

1.3.2 関連文書

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第807号（令和3年1月21日）〕

2 借上げに関する要求

2.1 一般的要求事項

本装置は、民間LTE網を使用し、ビデオカメラ等で撮影した映像・音声をリアルタイムで伝送するものである。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応は、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

2.3 機能・性能

2.3.1 指示者側ソフトウェア

プログラムインストールやアップデートは、ウェブ画面からの自動インストールによりおこなわれ、管理者権限が必要なくユーザー権限で行われるものとする。同時に4端末が接続できるものとする。

a) 通信機能

クライアント毎に通信回線の帯域を常時監視し、Web会議で利用可能な帯域の上限値に合わせて通信データ量をリアルタイムで調整機能を有し、接続方法はプログラムが自動的に判別し通信を開始する機能を有すること。

b) メイン画面

映像画面・資料共有画面等を別々のウィンドウで表示する方法と1つのウィンドウ内にすべてを表示する方法が選択可能であり、一部もしくは全部の映像をポップアップさせて拡大、縮小ができ、特定の映像を全体表示できるものとする。

c) 音声機能

指示者が参加者のマイク、スピーカ音量を遠隔で変更できること。

d) 映像機能

- 1) 映像コーデックとして、H.264が選択可能であること。
- 2) ビデオサイズ（解像度）の選択（80×60～1920×1080）が可能なこと。
- 3) 映像フレームレートの選択（1f/s～30f/s）が可能なこと。
- 4) 自己画像の表示／非表示をワンクリックで操作可能なこと。

e) 画像等共有

- 1) 指定したWebページを参加者全員に共有できること。
- 2) PDF、テキスト、画像ファイルをアップロードして参加者全員と共有可能なこと。
- 3) Microsoft Officeを自動的にPDFに変換して表示できること。
- 4) 表示している画面上にペンツール等の描画・消去が行え、他の参加者と表示画面が同期されること。
- 5) スマートグラスの画像を静止画キャプチャし、他の参加者と表示画面が同期されること。
- 6) 議長の操作によりPC画面上の一部をスマートグラスのディスプレイに表示できること。

f) アプリケーション共有

特定のアプリケーションデスクトップ画面全体を他の会議参加者とリアルタイムで共有し、指示者が共有しているアプリケーションウィンドウの移動や拡大・縮が他の参加者に自動的に反映されること。

g) 録画・録音

300分以上の連続録画ができ、システムに関連する全体をAVI、MP4の動画ファイルとして保存可能なこと。

h) リモート

指示者側からスマートグラスの設定を遠隔で行えること。

2.3.2 現場側ソフトウェア

遠隔現場支援システムが自動実行できるよう Wi-Fi の SSID/パスワードの記憶、アプリの自動起動、アプリで使用する ID、パスワード、接続先の情報の記憶

2.3.3 現場側ハードウェア

頭部に固定し、ハンズフリーで利用できるほか、本体 300g 以下であること。

2.4 借上げ品目

借上げ品目は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 借上げ等期間

借上げ等期間は、調達要領指定書による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約者は装置取扱に際し、無償で必要な取扱教育、技術的助言及び装置の設定を行うこと。

4.1.2 装置の過不足、不具合が発見された場合は、速やかに代替品と交換するものとし、装置の交換等の諸経費は契約者の負担とする。

4.2 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成などを行った情報であって防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”によって（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。この場合、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などを行った一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 契約の相手方は、運用期間終了に伴い官側の情報が含まれるハードディスク及び機器などの情報を消去する。

なお、消去方法は、官側の同意を受けた方法によって実施するものとし、消去証明書を官側に提出し承認を受ける。

4.3 情報セキュリティの確保

装置は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、当該装置の構成品のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。また、契約者は官側から指示があった場合には、速やかに対象製品の製造元などに関する資料を提出するものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	4SNU1AB0005
	調達要求年月日	令和6年6月20日
	作成部隊	九州補給処
	作成年月日	令和6年6月11日
品名	携行型映像伝送装置一式の賃貸借	
仕様書番号	WS-X120033	

指定事項：携行型映像伝送装置一式の賃貸借について，本仕様書を補足する。

2.1 品名及び数量等

品名，数量等は，表1の通りとする。

表1－品名，数量等

品名及び仕様	数量（台）
スマートグラス「300g 以下」	4
ポケット Wi-Fi	6
ノート PC「Windows8.1 以上」	5

2.2 使用地域（納品先）及び借用期間

使用地域（納品先）及び借用期間は，表2の通りとする。

表2－使用地域（納品先）及び借用期間

使用地域（納品先）	借用期間
目達原駐屯地	令和6年7月17日（水）
	～
	令和6年10月16日（水）